

(様式 2)

## 補助金等に関する基本方針の概要

### 方針の趣旨

本市では、第1次行財政改革で「補助金見直し指針」を策定し、補助金等のバラツキの平準化と統一に取り組みましたが、現在の第2次行財政改革では、これまで補助金等を創設、廃止する場合などの明確な指針や基準となるものがありませんでした。また、合併特例措置の終期が迫り、歳入の大幅な減少が見込まれる中、歳出の総額抑制を進める必要があります。

このため、本市の補助金等の制度を改めて再検討し、新たなガイドラインとして補助金等に関する基本方針を定め、補助金等の公益性・公平性・透明性を確保し、適切な運用を目指しつつ、歳出抑制に向けた取組を進めます。

### 第1章 基本的な考え方

#### 1 京丹後市の補助金等に関する現状と課題

合併特例措置の終了により、平成27年度以降、より一層厳しい財政状況となることが見込まれる中、これまで以上に将来を見すえた財政運営に努める必要があります。補助金等は、行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、大きな役割を持っていますが、一方で、一度交付されると、長期化・固定化により既得権化してしまう傾向にあるなど、様々課題があります。

したがって、補助金等の適正な執行を確保するため、適法性、効率性、有効性など、様々な視点からその妥当性を検証していく必要があります。

#### 2 「補助金等」の定義

本方針における補助金等とは、市の裁量で見直しができる補助金、交付金及び利子補給金とします。

#### 3 見直しの考え方（視点）

公益性、必需性からの判断に併せ、次の視点からも見直しを行います。

##### (1) 財政的視点

財源の確保が困難となることが明らかな状況においても、市民のために真に必要な補助金であるか

##### (2) 助成対象事業内容の再評価の視点

公益性、市民ニーズ、使途の適切さからの見直しと事業効果の評価

##### (3) 客観的視点

補助金等交付基準、補助金等見直し基準を策定し、必要に応じ市民等の第三者による審査や評価を導入

#### 4 重点項目

① 団体運営費助成の原則廃止

② 【①の例外】公益性が極めて高く、かつ当該団体の活動が市の全域に及ぶ特定団体

は団体運営費助成を継続

- ③ 既存補助金等の企画公募型補助金等への転換
- ④ 補助金等制度の終期設定（3～5年以内）
- ⑤ 交付額が小額なもの（零細助成）や、助成対象事業の収入に占める割合が低いもの（低率助成）の助成団体の自立促進と、助成制度の見直し
- ⑥ 例規の整備、交付目的や助成対象経費等の明確化（要綱等の改正）
- ⑦ 事業実施主体の見直し（行政が実施主体となりえるもので、団体が行政に変わって行っているとみなすことができる場合などは、実施主体の見直しを行います。）
- ⑧ 税・料滞納者に対する交付制限を要綱に規定（社会福祉及び教育関連は別に配慮）

## 第2章 補助金等交付基準・補助金等見直し基準

補助金等の交付の原則である公益上の必要性の要件を備え、かつ適正な交付を行うため、補助金等交付基準及び補助金等の見直し基準を定め、総合的に勘案して適否を判断します。

### 1 補助金等交付基準

補助金等の交付及び制度創設に際し、補助金等の交付及び当該助成制度の適否を判断するための基準を定めます。

### 2 補助金等見直し基準

既存の補助金等例規の改正や終期が到来する補助金等を更新する際の見直し基準（継続・見直し、廃止、費目変更、統合）を定めます。

## 第3章 見直しの進め方

本方針に基づく補助金等の見直しは、平成25年度予算編成時から実施します。

実施に当たっては、見直しの影響を受ける団体が限られる場合には当該団体に十分に説明を行い、また、広く市民に影響する場合などにはパブリックコメントを実施するなど、市民の意見を聞きながら実施します。

## 第4章 その他

### 1 その他の留意点

#### (1) 補助金等の効果の明確化

補助金等の目標に対する成果（達成度）を確認するため、原則として数値目標を設定し、客観的な評価及び効果の明確化を図ります。

#### (2) 特定の団体に便宜を供与することについて

特定の団体による市所有施設の使用等に際し、所要の手続きを経ずに便宜を供与している状況があることから、適切かつ公平性を保てる運用となるよう是正します。

### 2 本基本方針の見直し

本方針は、第2次行財政改革の期間満了に併せて見直しを行います。ただし、見直しが必要であると判断した場合には、その都度、柔軟に見直しを行います。